

2 水管第 1 1 6 8 号  
令和 2 年 9 月 1 8 日

水産政策審議会  
会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 3 8 年農林省令第 5 号）の一部改正について（諮問第 3 3 8 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 3 8 年農林省令第 5 号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 6 5 条第 6 項及び水産資源保護法（昭和 2 6 年法律第 3 1 3 号）第 4 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

(いとまきえい科又はさめの販売の禁止)

第三十三条の三 大中型まき網漁業者は、インド洋協定海域においていとまきえい科を採捕し、又は中西部太平洋条約海域においてさめ(よごれ及びくるとがりざめに限る。以下この条において同じ。)を採捕したときは、当該いとまきえい科又はさめを販売してはならない。

(さめの魚体の所持等の制限)

第六十条の二の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 (略)

二 当該さめ(インド洋協定海域及び中西部太平洋条約海域において採捕したもの(インド洋協定海域においては、船上において冷凍保存するものを除く。))を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。

三 (略)

(いとまきえい科の販売の禁止)

第三十三条の三 大中型まき網漁業者は、インド洋協定海域においていとまきえい科を採捕したときは、当該いとまきえい科を販売してはならない。

(さめの魚体の所持等の制限)

第六十条の二の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 (略)

二 当該さめ(インド洋協定海域において採捕したものに限り、船上において冷凍保存するものを除く。))を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。

三 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正)

2 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第四十八号）を次のように改正する。

本則中指定漁業の許可及び取締等に関する省令第三十三条の三及び第六十条の二の二の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(いとまきえい科又はさめの販売の禁止) 第四十三条 (略)</p> <p>(さめの魚体の所持等の制限)</p> <p>第六十二条 かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。</p> <p>一〇三 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(いとまきえい科又はさめの販売の禁止) 第三十三条の三 (略)</p> <p>(さめの魚体の所持等の制限)</p> <p>第六十条の二の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。</p> <p>一〇三 (略)</p>

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案  
について  
(さめ類に関する包括的保存管理措置関係)

令和 2 年 9 月  
水産庁国際課

## 1 改正の概要

本省令は、令和元年12月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）年次会合において、中西部太平洋条約海域におけるさめ類の長期的な保存と持続的な利用に関する保存管理措置が採択されたことを踏まえ、国内法令に基づき漁業者にこれを遵守することを義務付けるため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）を改正するものである。

## 2 背景・経緯

我が国は、WCPFCに加盟しており、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成17年条約第9号）第3条に規定する海域（以下「中西部太平洋条約海域」という。）については、同条約に基づき、資源の保存及び管理のために必要な措置の遵守が義務付けられている。

中西部太平洋条約海域におけるさめ類の長期的な保存と持続的な利用に関する保存管理措置においては

- ①-1 2020、2021及び2022年においては、条約加盟国等においては、ひれを切り離さない状態でさめ類を水揚げすること
- ①-2 ただし、さめの魚体と対応するひれを同じ袋に保管する等、魚体と対応するひれを容易に特定できるような代替措置をとることができること
- ② まき網漁船がよごれ及びくろとがりざめを混獲した場合における、監督当局への引渡し又は廃棄の義務付け（監督当局へ引き渡した場合、当該さめの取引は認められないが、自国における自家消費は認められる。）がなされること

の遵守がWCPFC加盟国に対し義務付けられた。

## 3 改正内容

(1) これを受け、我が国では、国際約束を担保し、さめ類の保存及び管理に寄与するため、指定省令の一部を改正し、所要の手当てを行う。

(2) 具体的には

ア 2の①-1及び2の①-2の保存管理措置の遵守を国内法令上担保するため、指定省令第60条の2の2の規定において、

- ① 中西部太平洋条約海域においても、原則さめ類のひれの切り離しを禁止する
- ② 別途告示に規定する代替措置をとった場合にはこの限りではない

ことを規定する。

イ 2の②の保存管理措置の遵守を国内法令上担保するため、指定省令第33条の3の規定において、大中型まき網漁業者においては、さめのうち、よごれ及びくろとがりざめに限り、販売を禁止することを規定する。